

船員電離放射線障害防止規則

1. 案内情報

- 手続名 : 事故等の報告
手続根拠 : 船員電離放射線障害防止規則第49条
手続対象者 : 次に掲げるいずれかに該当する船舶所有者（口と八については放射線業務線の船舶所有者）
イ 船員電離放射線障害防止規則第36条第1項各号のいずれかに該当する事故が発生したとき
ロ 船員電離放射線障害防止規則第39条第1項の健康診断を行ったとき
ハ 放射線業務を開始し、又は廃止したとき
提出時期 : の事実があったときは遅滞なく。
提出方法 : 主たる船員の労務管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する運輸局または海運支局に提出する。
イについては事故の概要を記載したもの
ロについては所定の報告書に必要事項を記入したもの
ハについては次に掲げる事項を記載したもの
・ 船舶所有者の氏名又は名称、住所及び主たる労務管理を行う事務所の所在地
・ 開始又は廃止の別及びその期日
・ 放射線業務の内容
・ 放射線業務線の名称、総トン数、用途及び航行区域又は従業制限
・ 放射線業務従事者及び一般船員の構成概要
・ その他必要な事項
手数料 : なし
添付書類・部数 : 運輸局または海運支局にお問い合わせ下さい。
申請書様式 : 口の報告書
記載要領・記載例 : 提出先となる運輸局または海運支局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先
北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0134 - 23 - 4215
東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 022 - 299 - 8863
新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 025 - 244 - 6116
関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 045 - 211 - 7232
中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 052 - 952 - 8026
近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 06 - 6949 - 6432
神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課 078 - 321 - 7055
中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 082 - 228 - 8701
四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 087 - 825 - 1195
九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 093 - 332 - 8085
沖縄総合事務局運輸部海運第二課 098 - 866 - 0031
受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。
相談窓口：上記提出先

3. 手続情報

- 審査基準 : -
標準処理期間 : -
不服申立方法 : -

船員電離放射線健康診断結果報告書

年 月 日

地方運輸局長 殿
海運監理部長

船舶所有者の住所及び氏名又は名称

放射線業務の種類			健康診断実施年月日			年 月 日	
船名	総トン数	用途	航行区域(従業制限)				
放射線業務従事者数	男	女	計				
異常所見者数	男	女	計				
健康診断受診船員数	実効線量による区分 性別		5mSv以下の者	5mSvを超え20mSv以下の者	20mSvを超え50mSv以下の者	50mSvを超える者	計
	男						
	女						
	眼の水晶体の等価線量による区分 性別		45mSv以下の者	45mSvを超え150mSv以下の者	150mSvを超える者		計
	男						
	女						
	その他の等価線量による区分 性別		150mSv以下の者	150mSvを超え500mSv以下の者	500mSvを超える者		計
	男						
	女						
項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者	項目	性別	異常所見のある者	異常所見のない者
白血球数	男			ヘマトクリット値	男		
	女				女		
白血球百分率	男			眼	男		
	女				女		
赤血球数	男			皮膚	男		
	女				女		
血色素量	男						
	女						

- 1 の欄には、原子炉の運転及びこれに付随する放射性物質の取扱い、エックス線装置の使用又は放射性物質装備機器の取扱いの別を記載すること。
- 2 の欄には、皮膚又は眼の検査のみを行った場合には、記載することを要しない。
- 3 、及び は、今回の健康診断の前一年間に受けた線量によつて行うこと。